



島根県報

平成17年 5 月 6 日 (金)
第 1,672 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示		
生活保護法の規定による指定施術機関の事業廃止の届出	(地 域 福 祉 課)	1
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	1
土地改良区の役員の就任及び退任	(農 村 整 備 課)	1
土地改良区の定款変更の認可 (2 件)	(")	2
公 告		
平成17年度製菓衛生師試験の実施	(薬 事 衛 生 課)	2
公用車用普通タイヤ640本の購入に係る一般競争入札の実施	(警 察 本 部)	3

告 示

島根県告示第582号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年 5 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	廃止年月日
河上整骨院	浜田市熱田町1444 - 1	平成17年 3 月31日

島根県告示第583号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号の規定に基づき告示する。

平成17年 5 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

事 業 者 の 名 称	指定した事業	事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	指定年月日
有限会社 ファミリーケア	通所介護	デイサービスセンター ファミリーくや	松江市国屋町592番地 3 の 1	平成17年 4 月20日

島根県告示第584号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出が

あったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年5月6日

島根県知事 澄 田 信 義

八束郡宍道町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

三島 進 松江市宍道町佐々布342番地

2 就任年月日

平成17年3月19日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

宍道 敏枝 松江市宍道町上来待208番地9

島根県告示第585号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、簸川郡湖陵町土地改良区の定款変更を平成17年4月25日付けで認可した。

平成17年5月6日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第586号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、飯石郡三刀屋町土地改良区の定款変更を平成17年4月25日付けで認可した。

平成17年5月6日

島根県知事 澄 田 信 義

公 告

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条の規定に基づき、平成17年度製菓衛生師試験を次のとおり実施するので、製菓衛生師法施行細則（昭和42年島根県規則第45号）第2条の規定により公告する。

平成17年5月6日

島根県知事 澄 田 信 義

1 試験期日

平成17年7月6日（水）

午前10時40分から午後3時40分まで

2 試験場所

松江市殿町158

島根県民会館 大会議室

3 試験科目

衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学、製菓理論及び実技

4 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

(1) 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第47条に規定する者であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において 1 年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの

(2) 学校教育法第47条に規定する者であって、2 年以上菓子製造業に従事したもの

5 出願の方法

(1) 提出書類

製菓衛生師法施行細則第 3 条に規定する製菓衛生師試験受験願書及び添付書類

(2) 受験願書の提出

ア 県内居住者は、平成17年 5 月10日から同年 6 月 3 日までに住所地を管轄する保健所に提出すること。

イ 県外居住者は、平成17年 5 月10日から同年 6 月 3 日までに松江市殿町128番地島根県健康福祉部薬事衛生課あてに提出すること。

なお、郵送の場合は、平成17年 6 月 1 日までの消印があるものに限り受け付ける。

(3) 受験手数料

9,400円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書にはり付けること。

6 受験票の送付

受験願書を審査し、適格と認められたものには、受験票を送付する。

受験票が平成17年 6 月24日までに到着しない場合は、島根県健康福祉部薬事衛生課までその旨を申し出ること (受験票の配達不能等がないように受験願書の住所欄に番地及び何某方までを明確に記入すること。)

7 その他

(1) 受験手続きその他試験についての問い合わせは、保健所又は島根県健康福祉部薬事衛生課 (松江市殿町128番地 電話0852 22 6487) にすること。

(2) 合格者には、合格通知をし、合格証書を交付する。

(3) 平成16年度の試験問題及び解答については、平成17年 7 月31日まで島根県県政情報センター (松江市殿町 8 番地 県庁南庁舎 1 階 電話0852 22 6139)、隠岐支庁又は各総務事務所で閲覧することができる。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

平成17年 5 月 6 日

島根県警察本部長 鎌 田 聡

1 入札の内容

(1) 入札の件名

公用車用普通タイヤ (640本) の購入

(2) 物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成17年 6 月10日

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (2) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格要綱(昭和45年島根県告示第4号)第5条の規定により資格を認定され、営業種目表に掲げる「5車両船舶類-(1)車両類」に記載された者であること。
- (3) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中である者でないこと。
- (4) 島根県内に本店又は営業所を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 0852-26-0110 内線2235~2236

- (2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成17年5月6日から5月15日までの間、上記(1)の場所において交付する。(交付時間は土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。)

- (3) 入札の日時、場所

日時 平成17年5月23日(月) 午後2時00分

場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部

開札 即時開札

4 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号に該当する場合は免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

- (6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (7) その他

詳細は入札説明書による。